

横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.5

1988.4.15

〔事務局〕

〒101
東京都
千代田区猿楽町
1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

◎年会費の更新・納入を！
前号で会員数は現在四九八名とお知らせしましたが、うち半数近くの方にはまだ更新していただけておりません。状況は一段ときびしくなりました。実際の支援の行動として年会費の更新・納入をお願いいたします。

横浜地裁、「棄却」を決定

「真実」追求を放棄した裁判所

さる三月三十一日、横浜地裁第二刑事部(和田保裁判長)は、横浜事件再審請求にたいし「棄却」の決定を下しました。

同日夕刻、弁護団(森川金寿団長、大川隆司事務局長)は神奈川県庁司法記者クラブで記者会見を行ない、ニュースはその夜のNHKほか各放送局のニュース番組で報じられ、また翌朝の毎日、朝日、神奈川新聞等で大きく報道されました。

地裁決定の出された翌四月一日、弁護団は東京高裁へ即時抗告、あわせて再審請求人一同と弁護団の連名で、平館利雄、木村亨の両請求人も立ち会って「声明書」が発表されました(二ページに掲載)。

弁護団のとつたこの迅速な行動からもわかるとおり、「決定」の内容はひどいものでした。以下、事務局の理解した範囲で、取り急ぎその問題点をお伝えします。

拷問を認め 東京高裁判決

横浜事件の最大の特徴は、犯罪事実そのものが何もないところで、特

戦時中最大の言論弾圧

再審請求を棄却

横浜事件の再審認めず

横浜「記録が存在」

本人たちの話聞かぬままの決定

「予想外…ひどすぎる」

反発強める請求人ら

横浜事件再審請求

地裁決定「証拠の車

戦時中最大の言論弾圧
 再審請求を棄却
 横浜事件の再審認めず
 横浜「記録が存在」
 本人たちの話聞かぬままの決定
 「予想外…ひどすぎる」
 反発強める請求人ら
 横浜事件再審請求
 地裁決定「証拠の車

高警察による残忍な拷問により「虚偽の自白」が引き出され、その「自白」にもとづいて有罪判決が下されたという点にあります。

そしてこの拷問については、事件被害者三三名による共同告発(一九四七年)により、三名の特高警察官の「特別公務員暴行凌虐罪」が最高裁で確定しています(一九五二年)。

そのさい、証拠として取り上げられたのは、故益田直彦氏の大腿部に残された傷痕でした。東京高裁の判決は次のように述べています。

「被告人ら三人(松下英太郎左翼係長警部ほか二名)は…:其の他の司法警察官等と共に謀して同人に拷問を加えて自白させよう」と企て…: 神奈川署の警部補直室に於て益田直彦に対し或は頭髮を掴んで脛間に引き入れ、或は正座させた上手拳、竹刀のこわれたもの等で頭部、顔面、両腕に打撲傷、挫傷、両大腿部に打撲挫傷、化膿性膿傷

等を被らせ就中両大腿部の化膿性膿症については其の後治癒まで数ヶ月を要さしめたのみならず長く其の痕跡を残すに至らしめたものであつて右所為は各被告人とも犯意継続の下に行つたものである」

以上のような拷問の事実を認めたと、同判決は次のように判断を下していました。

「元来、司法警察の如きは一面強力な職権を与えているのであるからその反面所謂拷問の所為の如きは厳禁されているのは当然であり、如何なる意味に於ても拷問は許されぬというのが法治国に於ける法制の根幹であり最低の保障である」と見做されなければならぬ。而して被告人等はかかる禁制を破つたものである」

以上の判断にもとづいて、判決は松下被告に懲役一年六ヵ月、他の二名に懲役一年を命じたのでした。

硬直した形式論理

以上の東京高裁の判決（そのあと最高裁で確定）を見て、

① 加えられた拷問の内容が、他の三二名の共同告発者の「口述書」に記されたものと同種・同質の

ものであること。

② 他の被害者の取り調べについても、松下警部ほか二名が直接それに当たり、かつその指揮をとつたこと。

から、直接の証拠となつたのは益田氏の傷痕だつたとしても、他の被害者に対しても同様の拷問が加えられたことが、当然、類推されます。

ところが、その点について、今回の横浜地裁「決定」は、たとえば小野康人氏について次のようにいっています。

「（東京高裁判決は）警察官三名が、益田直彦に対し自白をさせようとして暴行凌虐の行為をなし、右益田に傷害を負わせた事実を認定したものであるが、それ以上に出るものではなく、益田直彦の事件と小野康人の事件とは明らかに別個であるから、小野康人を取調べた警察官等が小野康人に対し拷問をした事実（ひいてはその結果、同人が虚偽の自白をした事実）を証するに足りるものとはいえない」

要するに「決定」は、東京高裁の判決は、三三名の共同告発者のうち益田氏一人に対する暴行だけを認めたのであつて、他の三二名に対してはその事実を認めただけではないとい

うのです。

「決定」は、「益田直彦の事件と小野康人の事件とは明らかに別個の事件であるから」と述べています。しかし、横浜事件のもう一つの特徴は、拷問による「自白の連鎖」の上に次々と検挙の手を広げていった点にあります（最後は六〇余名）。横浜事件が複雑怪奇な様相を呈しているのは、そのためです。横浜事件とはそういう事件でした。

益田氏の件と小野氏の件とは「明らかに別個の事件」とアッサリ切り捨てている「決定」には、横浜事件に対するこのような基本的認識がスツポリ抜け落ちています。

それにしても、同じ時期、同じ特高警察によって取り調べを受けたのに、しかも三三名の共同告発者がすべて同種・同質の拷問の体験を証言しているのに、その中の一人については拷問の事実を認めても他の三二名については認められないと明言し得るのは、いったいどういう頭脳構造なのでしょう。

子供だましの理屈 思考放棄の「決定」

さらにつづいて、「決定」は次のように述べています。

「まして、その後四〇年余を経た現時点においては、拷問をしたという当時の警察官、又はその部下等の生存の有無、所在のいかん等もさだかでない、これらの直接の見聞者から拷問の事実の有無の確かめようがないことからして、右拷問をされたという主張の可否を確かめることは不可能であるといわざるを得ない」

この文章からは、裁判所がはたしてどれほど真剣に、当時の特高警官の所在を確かめべく努力したかはわかりません。しかし、拷問の認定について、次のように考えているらしいことはわかります。

つまり——当時の特高警察官を見つけて出して、その者が「たしかに拷問をやりました」と証言しない限り、拷問の事実認定できない、ということ。

しかし、考えてもみてください。いったいどこの世界に、自分からすすみ出て、私は拷問をやりましたと証言する者がいるのでしょうか！

また「決定」には、次のような文句もあります。

「請求人提出の各証拠を検討すると……判決書又は公訴事実の内容

（次ページ最下段へつづく）

請求人・弁護団

声

明

横浜地方裁判所第二刑事部は三月二八日付決定で「再審請求を棄却する」との裁判をした（手続き中死亡した青山鉞治氏本人及び獄死した和田喜太郎氏・相続人・母かよさん分については「棄却」でなく「終結」。その理由としては

（1）旧刑訴法四八後条六号の主張（司法警察官の拷問により強制された虚偽の自白であることを証する新たな証拠が発見された）について

イ（判決原本のある小野康人、和田喜太郎兩名を除く他の七名について）原有罪判決がなくそれがどんな内容であったかについては四〇年後の今日では今更復元できない。判決に關与した元判事を調べたが全然記憶がないとのことである。

ロ 拷問の主張については元特高警察官三名の有罪確定判決は益田直彦に対する事件であり、その他の請求人の事件とは別個であるから益田以外の人に対する拷問の事実の証拠にはならない。告訴状添付の口述書等も益田氏以外の分は起訴されなかったことがうかがわれる。また四〇年余を経た現時点では、拷問をしたという警察官等の生存も所在もさだかでない、これら直接の見聞者から拷問の事実について確めようがない。更にまた訴訟記録も存在しない（当裁判所の事実取調べの結果によれば米軍進駐の迫った混乱時に横

浜事件関係事件記録は「焼却処分されたことがうかがわれる」し、いまだ右証拠資料を復元することは不可能だから、新旧証拠の対照により新証拠の明白性すなわち「それによって原判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性の有無」の判断ができない、なお元看守等をしらべても四〇年余の今日では正確な記憶も期待できず、仮に証言が得られたとしても訴訟記録もないからその供述の信用性を判断することは不可能、だとする。

（2）旧刑訴法四八後条七号（判決や起訴又は捜査に關与した判事、検事らの職務犯罪に対する確定有罪判決の存在）の主張は簡単にしりぞけている。

第一に指摘したい事は、裁判所の、この横浜事件という特殊の言論思想弾圧事件に対する時代的理解も関心も欠いていることである。このことは一人の請求人の生の声もきかなかつた事にもあらわれている。決定では原訴訟記録が米軍進駐が迫った「混乱時」に焼却処分されたことがうかがわれるとしているが、証拠資料を隠滅してしまつたのはほかならぬ国家機関であり、裁判所はその同じ国家に属する機関であることについての何等の反省もまた請求人らに対する慰謝のことばもない。このように国家権力によって故意に

判決も訴訟記録も焼却破棄してしまつたような特異な事件の再審裁判では普通の事件のような態度で望むのでは初めから投げてかかっているものとみられても致しかたがないのではあるまいか。

つきにこの決定裁判所のいま一つの認識の誤りは、横浜事件が個々の独立した事件であつてその間に關連がないとしていることである。同じ特高警察が同じグループの容疑者たちをしらべ、その一部に対して拷問があつたことが確定有罪判決で認定されたとすれば、同じ警官らから拷問をうけたとうたっている他の請求人の主張に信用性があり、「有罪認定に合理的な疑いを抱かせるにたりる蓋然性」があるとみるのが自然で、むしろ拷問がなかつたとする見方については裁判所のほうに立証責任があるのではないか。この点簡単に却下したが、前出（2）の第七号のように起訴又は捜査に關与した検事の職務犯罪の証明が有つたという場合の検事のかわりに司法警察官の職務犯罪のあつたこの事件の特異性を考えて見るがよい。

これを要するに、横浜事件に対して以上の様な基本的観点乃至認識を欠く裁判官の立場からは人権擁護についての何ものも期待することはできず、いたずらに国家権力のかつての証拠いん

等に過ぎず、ならん拷問の事実を証するものとはいえない」

提出された記録類を見ても、どこにも拷問をやつたと書かれてはいないから、拷問の事実が証明されない、というのがです。

この「決定」作成者は、いったいどんな記録を期待しているのでしょうか。かかる拷問を加えた、と当事者によって書かれたものでもあれば満足するのでしょうか。

しかし——考えてもみてください。どこの世界に、自分たちはこのような拷問をやつたと書き残す者がいるでしょう！（次ページへ）

減行為を擁護するだけの結果となつて

いる。 私たちは、この決定に対し直ちに上訴し徹底的にあらそい所期の目的に向かいまい進するものである。

終わりに今日拘禁二法（横浜事件の請求人らが長い期間苦しめられた代用監獄―留置場は依然存続する）や国家秘密法が登場しつとあるときにあたり今回の決定はこれらの法律の恐ろしさに対する警告として見るべきであろう。

一九八八年四月一日

横浜事件再審請求人一同
横浜事件再審請求弁護団

「拷問があつたとは認められない」だから「棄却する」という今回の横浜地裁「決定」の判断の根拠は、ざっと以上のようなものです。だからこそ、四月一日の『朝日』夕刊のコラム「素粒子」も次のように書いていました。

「記録がないからわからないでは子供の言い訳。言論弾圧の真相追究に暗影の横浜地裁判断」

奇怪きわまる 元判事の証言

もう一つ、私たちの常識からは何とも判断しかねる奇妙な文章が「決定」の中にあります。

「当裁判所は事実の取調べとして、原判決に関与した元判事若尾元の証人尋問を行つてみたが、被告人の氏名も覚えていない有様でなら得るところはなかった」

「決定」作成者は、「生き証人」である請求人からは、ただの一人、ただの一度もその話を聞こうとはしなかったが、一九四五年の終戦前後、「最後の天皇制裁判」にかかわった元判事の話は聞いてみたというのです。しかし「氏名も覚えていない有様でなら得るところはなかった」

「いったいこれは、どういうことなのでしょう。」

横浜事件の真相が報道されたのは、終戦からまだ二カ月にもならない、四五年一〇月九日付の『朝日』紙上でした。『中央公論』『改造』解体の実相「編輯陣にも無謀な弾圧」、仕組んだ陰謀「戦慄すべき拷問の連続」等の見出しが躍っています。

そして翌々年四月には、先に述べたように被害者三三名による共同告発が、横浜地裁に提訴されました。代理人弁護士として、海野善吉、三輪寿壯、清瀬一郎、豊田求といったそうそうたる方たちが名を連ねています。（木村亨「横浜事件の真相」）

そしてこの裁判は、前述のように東京高裁から最高裁まで行つて確定したのです。

このあと当事者によって、「言論の敗北」はじめ数かずの単行本、雑誌論文、手記等が発表されました。横浜事件は、司法史の上でも、戦時下最大の思想・言論弾圧事件として記憶されているはずで。

そのような事件であつたのに、判事として判決に加つたその本人が「被告人の氏名も覚えていない有様」だつたというのは、いったいどういうことだつたのでしょうか。他の職業ならいざ知らず、人の生死、財産、名誉に直接関与する法律家としての

職業的良心、職業的関心から考えて、そんなことが本当にあり得るものなのでしょうか。

しかも「決定」作成者は、同じ法律家としてそのことを疑うこともなく、棄却決定の一証拠として採用しているのです。

足を踏まれている者の痛さは、踏んでいる者にはわからない、といいます。請求人の一人、小野貞さんの手記に次の一節があります。

「……私は以上の三人の警官に対し、寿署の特高室で、私が（拷問の）血に染まった衣類を見て泣いた、その情景を見た、という証言を求める申請をするつもりである。当時の神奈川県警の特高課員の写真を見れば、四十余年をへた今でも、一目でその三人を指名できる」（『横浜事件・妻と妹の手記』）

四〇年余をへてなおまぎまぎと相手の顔を記憶している被害者と、「氏名すら覚えていない有様」の元判事。その元判事の証言を採用したということは、つまりこの「決定」が、足を踏みつけている者の側に立っていることを自ら語つたということにほかなりません。

こうして横浜地裁刑事二部は、棄

却の決定を下しました。

「本件被告事件の捜査、公判から四〇年余を経過した今日、若尾元証人の例でみたように、その当時の捜査、公判の状況等について正確な記憶が保たれているとは甚だ期待し難いうえに、仮に記憶に基づく証言が得られたとしても、前述のように訴訟記録がなく、他に十分な資料もない本件において、その供述の正確性及び信用性を判断することは到底不可能というべきであるから、これ以上の取調べを行う必要はないと考える」

二べもないとは、こういうことをいうのでしょうか。あれからたしかに四二年がたちました。それまで権力の番人であつた裁判所は、新しい憲法の誕生とともに、人権の監視役、守り手になつたはずで。

ところが今回の「決定」は、人権の回復を求める者に対して、冷然と門前ばらいをくわせたのです。

冒頭に述べたように、再審裁判の主舞台は東京高裁へ移ります。そこでなお私たちが、ひるまずたかかねばならぬことを、ほかならぬ今回の「決定」そのものが教えてくれました。いっそうのご協力とご支援を願つてやみません。（事務局・梅田）